

環境配慮促進法の施行状況

第6条 各省各庁による環境配慮等の状況の公表義務

第6条

各省各庁の長は、**毎年度**、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る**環境配慮等の状況**をインターネットの利用その他の方法により**公表**するものとする。

「環境配慮等の状況」... 環境負荷を低減することその他の環境の保全に関する活動 及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動 の状況をいう。

施行状況

- ・ 政府の環境政策面での実施状況については、環境白書・循環型社会白書において毎年度公表されている。
- ・ また、政府の通常の経済主体としての活動における取組については、まず、地球温暖化対策推進法第20条の2に基づき、政府は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画（政府実行計画）を策定するとともに、毎年1回、政府実行計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないこととされている。政府実行計画においては、政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量の削減に係る数値目標を掲げるとともに、それを達成するための具体的措置が定められており、具体的措置のうち公用車の燃料使用量、用紙使用量、電気使用量、エネルギー供給施設の燃料使用量、上水使用量及び廃棄物の量に関しては、具体的な数値目標が掲げられている。また、各府省も、政府実行計画に基づき、各府省の実施計画を定めている。
- ・ この政府実行計画の実施状況については、毎年度、地球温暖化対策推進本部幹事会によりフォローアップがなされ、公表されている（参考資料1参照）。この実施状況の公表においては、数値目標に係る実績のほか、具体的措置ごとの実施状況、よく取り組まれている事項と取組が遅れている事項等について記載がされている。また、各府省の実施状況、目標の達成状況など取組に対する評価及び今後の課題についても、併せて公表されている。

第6条 各省各庁による環境配慮等の状況の公表義務

- ・本条は、これらに加えて、立法府や司法を含めた各省各庁に、環境配慮等の状況の公表を求めるものであり、各省各庁のウェブサイトにおいて公表がなされている（環境省による公表例について次ページ・次々ページ参照）。
- ・また、環境省は、各省各庁の公表状況や公表時期について毎年確認するとともに、各省各庁が環境配慮等の状況を公表しているウェブサイトへのリンクを一覧化している。
（http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/article6/jokyo18.html）
- ・本条は、翌年度中における公表を義務付けているが、一部の機関においては、公表が次々年度にずれ込んだケースがある（文部科学省、外務省、人事院、公正取引委員会、金融庁、衆議院、参議院）。
- ・なお、環境基本計画第三部第1節においては、各府省は「環境配慮の方針」を定め、その実施状況を点検することが規定されており、各府省においては、環境配慮の方針の実施状況の点検結果の公表をもって本条に基づく公表としているところが多い。

環境基本計画第三部第1節(抄)

各主体は、環境基本計画に沿い、自らの行動への環境配慮の織り込みに最大限努めるものとし、その推進にあたり、環境管理システムなどの手続的手法の活用を図るものとします。特に、関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、オフィス、会議、イベント等における物品・エネルギーの使用といった通常の経済主体としての活動分野と、各般の制度の立案等を含む環境に影響を与えうる政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき、環境配慮を推進します。また、環境配慮の取組を一層充実させるため、環境配慮の実施状況を点検し、その結果をそれぞれの活動に反映していくための仕組みの強化等、環境管理システムに関する取組を積極的に推進します。

「環境配慮の方針」に基づく自主的点検結果の概要(平成18年度)

環 境 省
平成19年11月

環境省は、環境基本計画に基づき、平成14年11月に「環境配慮の方針」を策定し、環境省のすべての組織におけるすべての活動を対象として、環境配慮に取り組んでいるところである。

平成18年度における環境配慮の方針に基づく自主的点検結果の概要は以下のとおりです。

1. 政策分野における取組結果の概要

○平成18年度事後評価(政策評価)結果の概要

平成18年度に行った施策(重点的評価対象施策4、その他の施策5)について、あらかじめ設定した目標の達成状況や客観的な指標等により測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて評価を実施している。

〔平成18年度環境省政策評価書〕

評価結果の概要としては、以下の表のとおり。

【評価結果の概要】

施策の方向性	重点的評価対象施策(4)	その他の施策(5)
(予算要求等への反映)		
施策の改善・見直し	4	5
取組を引き続き推進	0	0
施策の廃止・完了・休止・中止	0	0
(機構・定員要求への反映)		
機構要求を図る	3	1
定員要求を図る	4	3

2. 通常の経済活動の主体としての活動分野における取組結果の概要

○平成18年度環境マネジメントプログラムの達成状況の概要

環境省は、平成13年11月から環境マネジメントシステムの試行稼働を開始し、平成14年7月にISO14001の外部認証を取得している。(なお、平成17年7月にISO14001:2004へ移行している。)

平成18年度においては、平成17年度に引き続き、環境マネジメントシステムに掲げるすべての目標を達成している。

〔環境マネジメントプログラムの達成状況(平成18年度)〕

【具体例】

	18年度目標	18年度実績
電気使用量	平成13年度比-30%	平成13年度比-31%
タクシー使用量の削減による 大気環境への負荷の低減 (二酸化炭素換算)	平成13年度比-18%	平成13年度比-50%
ゴミの排出量 (廃棄物総量)	平成15年度比-15%	平成15年度比-35%
用紙類使用量	平成16年度比-16%	平成16年度比-16%

○環境マネジメントプログラムの達成状況を踏まえた目標の改訂、実施計画などの強化

環境マネジメントシステムの達成状況、地球温暖化対策の進展等を踏まえ、既に平成19年度の目標の改訂や実施計画などの強化を行っており、今後とも事業者として環境保全の推進のための取組を強化することとしている。

【具体例】

	19年度目標 (当初)	18年度実績	19年度目標 (見直し後)
公用車の燃料使用量 (二酸化炭素換算値)	平成13年度比 -15%	平成13年度比 -30%	平成13年度比 -30%
ゴミの排出量 (廃棄物総量)	平成15年度比 -15%	平成15年度比 -35%	平成15年度比 -35%

- 地球温暖化対策推進のため、公用車の使用燃料の削減について、上記の表のとおり、目標値を改訂。
- 廃棄物の発生抑制のため、ゴミの排出量について、上記の表のとおり、目標値を改訂。また、重要書類についてはエコポストに廃棄するなど運用手順を強化。
- 環境省が主催する各種イベントについて包括的に環境配慮を行うとともに、後援するイベント等においても同様の取組が行われるよう促す。

(以上)

第7条 地方公共団体による環境配慮等の状況の公表(努力義務)

第7条

地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するように努めるものとする。

施行状況

- 環境省の調査によれば、回答のあった地方公共団体のうち、平成19年度に環境配慮等の状況を既に公表しているのが21.9%、今後公表する予定が3.1%となっている。このほか、検討中が23.8%となっている。(平成19年度 地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査)
- 都道府県・政令市においては、9割近くが公表している一方、市及び23区では34.5%、町村では3.1%と、規模による差が大きく現れている。

団体の分類	件数	すでに公表している	今後公表する予定である	検討中である	公表する予定はない	わからない	無回答
合計	1275 100.0	279 21.9	40 3.1	303 23.8	325 25.5	324 25.4	4 0.3
都道府県、政令市	60 100.0	53 88.3	2 3.3	1 1.7	1 1.7	3 5.0	-
区市	589 100.0	203 34.5	18 3.1	132 22.4	116 19.7	118 20.0	2 0.3
町村	626 100.0	23 3.7	20 3.2	170 27.2	208 33.2	203 32.4	2 0.3

第7条 地方公共団体による環境配慮等の状況の公表(努力義務)

- ・公表手段については、第7条において例示されている「ホームページ」が、すべての規模において上位の回答となった。
- ・規模別に見ると、都道府県・政令市では「環境白書に含める」が80.0%、区市・町村では「広報（行政だより）」がそれぞれ36.2%、60.5%となっており、規模により、より簡易な手段が選ばれている傾向にある。

団体の分類	件数	ト独立した環境レポート	環境白書に含める	等広報（行政だより）	貴団体ホームページ	等パンフレット、冊子	報道発表	その他	公表の手段を検討中	無回答
合計	319 100.0	52 16.3	137 42.9	108 33.9	233 73.0	37 11.6	16 5.0	12 3.8	2 0.6	-
都道府県、政令市	55 100.0	9 16.4	44 80.0	2 3.6	43 78.2	5 9.1	6 10.9	1 1.8	-	-
区市	221 100.0	39 17.6	86 38.9	80 36.2	166 75.1	30 13.6	8 3.6	9 4.1	2 0.9	-
町村	43 100.0	4 9.3	7 16.3	26 60.5	24 55.8	2 4.7	2 4.7	2 4.7	-	-

第9条第1項 特定事業者による環境報告書作成公表義務

第9条第1項

特定事業者は、主務省令で定めるところにより(環境負荷を示す数値を含め、年度終了後6ヶ月以内に)、毎事業年度、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない

特定事業者...特別の法律によって設立された法人であって、国の事務事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるもの(法第2条第4項)

国に準ずる位置付けである特定事業者について、率先垂範の観点から環境報告書の作成を義務付けることにより、民間事業者に環境報告書の作成及び公表等の取組が波及すること等を期待する趣旨

施行状況

- ・特定事業者としては、独立行政法人、国立大学法人等の特別の法律によって設立された法人について、法第2条第4項の要件に従い、現在88の法人が政令により指定されている(次ページ参照)。
- ・すべての特定事業者が、年度終了後6ヶ月以内に、環境負荷の数値を含む環境報告書を作成・公表している。

第9条第1項 特定事業者による環境報告書作成公表義務

(参考) 特定事業者として政令により指定されている法人

自動車検査独立行政法人、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構

国立大学法人愛知教育大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人茨城大学、国立大学法人岩手大学、国立大学法人宇都宮大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人大分大学、国立大学法人大阪教育大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人香川大学、国立大学法人鹿児島大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人九州工業大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人熊本大学、国立大学法人群馬大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人千葉大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人電気通信大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京海洋大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人東京工業大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京農工大学、国立大学法人東北大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人富山大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人名古屋工業大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人新潟大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人弘前大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人福島大学、国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人北海道大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人宮崎大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人横浜国立大学、国立大学法人琉球大学及び国立大学法人和歌山大学

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構

日本環境安全事業株式会社

第9条第2項 特定事業者による環境報告書の信頼性向上努力等

第9条第2項

特定事業者は、前項の規定により環境報告書を公表するときは、「**記載事項等**」に従ってこれを作成するように努めるほか、**自ら環境報告書が「記載事項等」に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。**

施行状況

- ・ 主務大臣（環境大臣ほか8大臣）は、法第8条第1項に基づき、事業活動に係る環境配慮等の状況の公表に係る慣行その他の事情を勘案して、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法（＝「記載事項等」）を定めることとされている（次々ページ参照）。この「記載事項等」は、特定事業者のみならず、環境報告書全般を対象としたものであるが、特定事業者に対しては、「記載事項等」に従って作成するよう努めることとされている。
- ・ 特定事業者の環境報告書が「記載事項等」に従って作成されているかどうかを調査したが、資料8である。これによると、「記載事項等」に定める事項は概ね記載されている。事業活動に伴う環境負荷に係る数値については、エネルギー使用量、CO2排出量、紙使用量、水使用量、廃棄物排出量、化学物質使用量等、データを豊富に盛り込む特定事業者も多く見られた。環境報告書に関し地域や学生等からアンケートを取るとともに結果をフィードバックするといった利用者とのコミュニケーションの取組を行っている特定事業者も見られた。環境報告書の作成の義務付けを機に、学生も参加した学内の環境マネジメント体制の構築・運用を図っている大学もある。

第9条第2項 特定事業者による環境報告書の信頼性向上努力等

- その一方で、対象となる組織範囲の記載がない、環境配慮の目標及びその達成に向けた取組計画の記載が明確でない、マネジメント体制・運営方法の記載が不十分、利用者とのコミュニケーションの記載がない、といった例もみられた。また、環境負荷に係る数値の記載はあるものの、事業活動の性格から考えて、より多くの種類の数値の記載が望ましいと考えられる例も見られた。
- また、特定事業者は、自己評価や第三者審査等により、環境報告書の信頼性を高めるよう努めることとされている。88法人中、第三者審査を受けているのは3法人（3％）、第三者意見をを受けているのは27法人（31％）、自己評価を行っているのが52法人（59％）である。また、自己評価と第三者審査又は第三者意見の両方を実施しているのは18法人（21％）、どちらも実施していないのは24法人（27％）である（次々ページグラフ参照）。
- なお、環境省としては、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」を平成19年12月に策定・公表し、自己評価の促進を図っている。
- また、優秀な環境報告書を表彰する「環境コミュニケーション大賞」において、平成18年度から「特定事業者部門」を設け、特定事業者による取組の促進を図っている。

第9条第2項 特定事業者による環境報告書の信頼性向上努力等

(参考)「環境報告書の記載事項等」(平成17年環境省ほか8府省共同告示)

第一 趣旨

この記載事項等は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法を定めるものとする。

第二 環境報告書の記載事項等

1.一 事業活動に係る環境配慮の方針等

環境報告書には、事業者(法人であるときは、その代表者)の緒言及び事業活動に係る環境配慮についての方針又は基本理念を記載し、又は記録するものとする。

2.二 主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境報告書には、主要な事業内容及び事業所並びにその記載又は記録の対象とする事業年度又は営業年度及び組織の範囲を記載し、又は記録するものとする。

3.三 事業活動に係る環境配慮の計画

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標及び当該目標を達成するために行う取組を定めた計画を記載し、又は記録するものとする。当該計画の記載又は記録に当たっては、数値を用いることが望ましい。

4.四 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組に係る体制及びその運営方法を記載し、又は記録するものとする。

5.五 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組の状況及び事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの程度を示す数値を記載し、又は記録するものとする。事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの決定は、事業者が当該環境への負荷の程度及び環境報告書の利用者にとっての有用性の程度を考慮して行うものとする。

6.六 製品等に係る環境配慮の情報

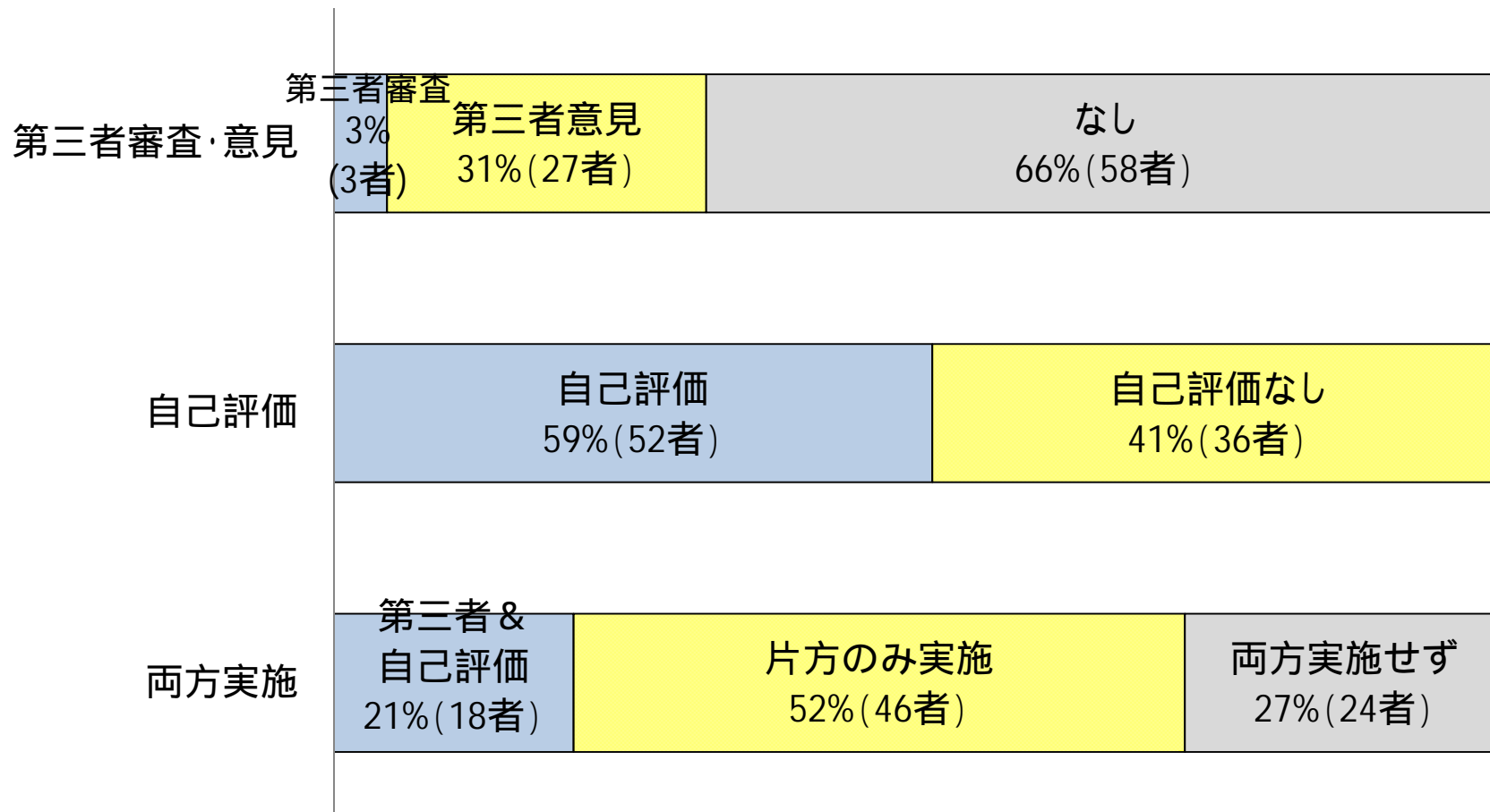
環境報告書には、事業者が環境への負荷の低減に資する製品その他の物の製造等又は役務の提供を行ったときは、当該製品その他の物又は役務に係る環境への負荷の低減に関する情報を記載し、又は記録することが望ましい。

7.七 その他

環境報告書には、環境関係法令に基づく規制について行った対応、その利用者等との間において行った意見交換等の概要を記載し、又は記録することが望ましい。

第9条第2項 特定事業者による環境報告書の信頼性向上努力等

(参考) 特定事業者による環境報告書の信頼性向上措置の実施状況



第10条 環境報告書の審査等を行う者の審査体制の整備等(努力義務)

第10条

環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うように努めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制の整備及び環境報告書の審査に従事する者の資質の向上を図るように努めるものとする。

施行状況

上記の規定を踏まえ、「環境報告書等の審査手法を示し、審査の公平性、透明性、独立性、信頼性を確保するとともに、効率的・有効な審査を実現することで、環境報告書等の信頼性向上に寄与することを目的として」、環境報告書の審査業務を行っている団体が共同して、平成17年6月に「日本環境情報審査協会」が設立された。さらに、同協会は、サステナビリティ報告書の増加を踏まえ、平成19年8月に有限責任中間法人「サステナビリティ情報審査協会」(以下「協会」という。)となっている(2008年11月現在、審査機関9社が加盟)。

協会は、以下の業務を行っている。

審査機関及び審査人の認定・登録、倫理及び品質管理に関する業務

- ・審査機関の認定については、公平性を確保する体制、必要な専門知識・実務経験を有する十分な数の審査人を有すること、品質管理の実施、他の業務活動との区分管理等の要件について審査を行った上で、認定が行われている。また、定期的な確認も行われている。

第10条 環境報告書の審査等を行う者の審査体制の整備等(努力義務)

(続き)

- ・ 審査人の認定については、協会が実施する必要な知識に関する研修及び試験を経て、実務経験を含む一定の要件を満たすことによって行われる。必要な知識としては、経営に関する知識、CSRに関する組織の経営問題とその対応策に関する知識、社会・経済・環境に関する条約及び国内法令に関する知識、地球環境、人間社会及び組織の持続可能性に関わる経済的、社会的、環境的な問題とその対応策に関する知識、監査に関する知識とされている。

審査に関する基準等の策定

- ・ サステナビリティ情報審査実務指針を策定している。

これに先立ち、環境省は、平成17年3月に審査機関の協力を得て「環境報告書の審査の要点」を取りまとめるとともに、19年5月には日本会計士協会と共同で、日本環境情報審査協会や審査機関等の協力を得て、「CS情報審査に関する研究報告」を取りまとめている。上記実務指針はこうした検討を踏まえたもの。

環境報告書等の登録に関する業務

- ・ 審査機関が審査した証となるマークの使用及びマークが付与された環境報告書・サステナビリティ報告書の登録に関する業務を行っている。

審査人の研修に関する業務

- ・ 環境報告書・サステナビリティ報告書の審査に必要な知見を修得するための研修に関する業務を行っている。

第11条第1項 大企業者による環境配慮等の状況の公表と信頼性向上(努力義務)

第11条第1項

大企業者は、環境報告書の公表その他のその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、その公表を行うときは、記載事項等に留意して環境報告書を作成することその他の措置を講ずることにより、環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるものとする。

「大企業者」については、「中小企業者以外の者をいい、特定事業者を除く」とされている。

施行状況

- 環境省が毎年実施している「環境にやさしい企業行動調査」によれば、上場企業及び従業員500人以上の非上場企業における環境報告書の作成割合及び作成数は、平成13年度以降、毎年度増加している。法施行前のH16とH18の作成割合を比較すると、31.7%から37.8%に増加している。

なお平成15年8月に閣議決定された旧循環型社会形成推進基本計画では、「平成22年度に、上場企業の約50%及び従業員500人以上の非上場企業の約30%が、環境報告書の公表を行うこと」を目標として掲げていたが、この目標は既に達成されている。

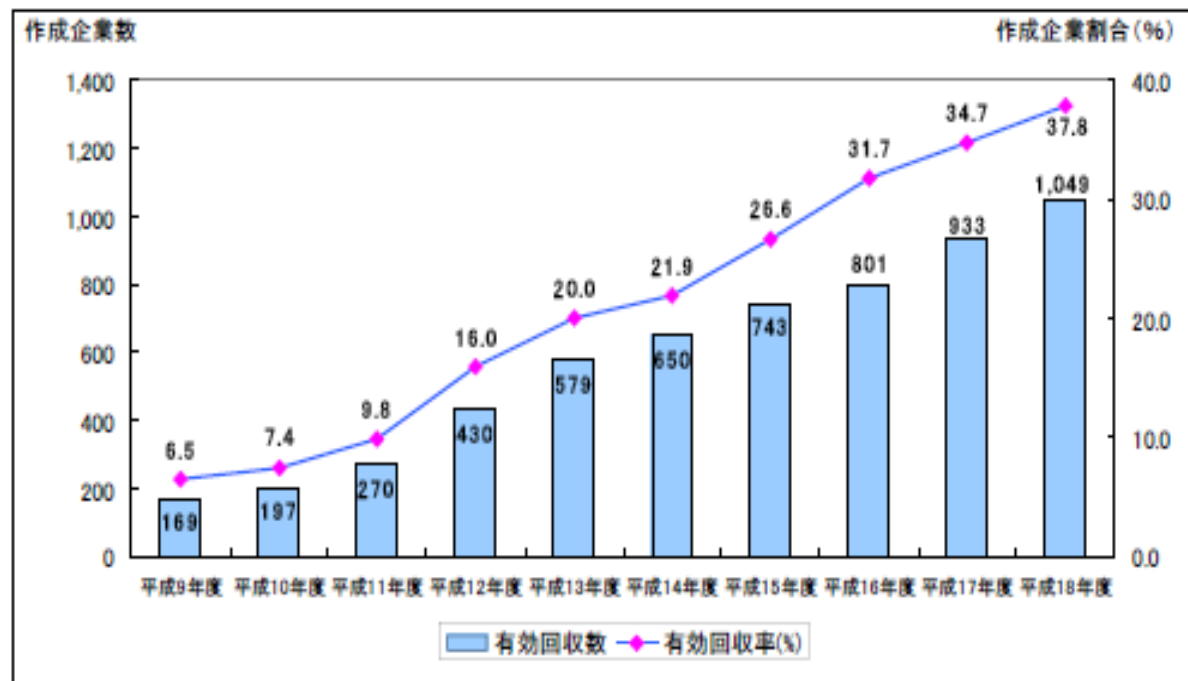
- 環境報告書を作成・公表している企業数及びその割合

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
上場	件数	386	450	478	510	570	590
	%	29.9	34.0	38.7	45.3	47.0	51.8
非上場	件数	193	200	265	291	363	459
	%	12.0	12.2	17.0	20.8	24.6	28.0
合計	件数	579	650	743	801	933	1049
	%	20.0	21.9	26.6	31.7	34.7	37.8

※ %は各年度の有効回答数に対する割合

第11条第1項 大企業者による環境配慮等の状況の公表と信頼性向上(努力義務)

・環境報告書作成企業数・割合の推移（H9～）（環境省：環境にやさしい企業行動調査）

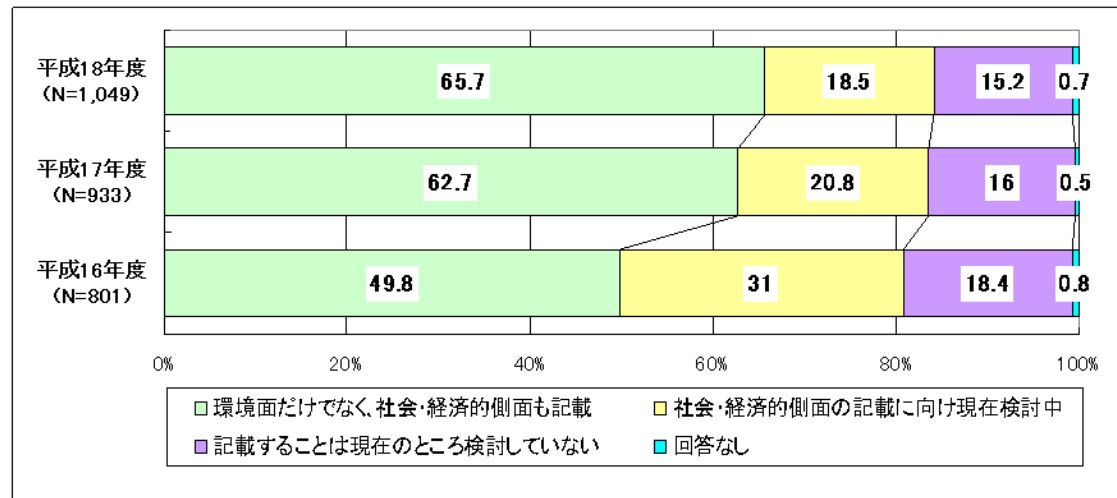


なお、(社)日本経済団体連合会の「環境立国のための3つの取り組み」（平成16年1月）においては、以下のとおりとされている。

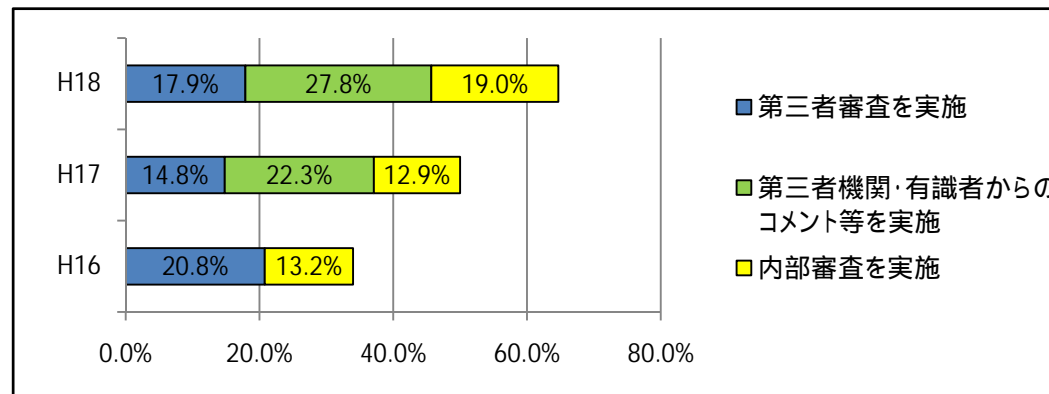
「企業はこうした取り組みを積極的に情報発信し、広くステークホルダーに配慮して経営を進めなくてはなりません。コミュニケーション手法も多様化しており、いわゆる環境報告書、CSR（企業の社会的責任）報告書などは、市場、消費者、投資家と企業を結ぶ上で重要な役割を果たしております。すでに日本経団連の会員企業でも300社以上が環境報告書等を策定・公表しておりますが、日本経団連は3年倍増をめざして、さらに多くの企業が環境報告書やCSR報告書などの策定・公表に取り組むよう、会員企業・団体に呼びかけるとともに、その動きをフォローアップしていきたいと考えております。」

第11条第1項 大企業者による環境配慮等の状況の公表と信頼性向上(努力義務)

- また、環境報告書を作成していると回答のあった1,049社における、環境報告書への社会・経済面の記載については、社会・経済面についても記載しているという企業が65.7%(H18)あり、年々増加している傾向にある。これらの企業の多くは、「持続可能性報告書」、「CSR報告書」、「環境・社会報告書」といった形式で報告書を公表している。



- 信頼性向上のための取組については、第三者審査、第三者機関・有識者からのコメント、内部審査を合わせ、H16の34%から、H18には64.7%と増えている。(ただし、第三者機関・有識者からのコメントという質問項目は、H17に新設したもの)



第11条第2項 国による中小企業者の環境配慮等の状況の公表への支援

第11条第2項

国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

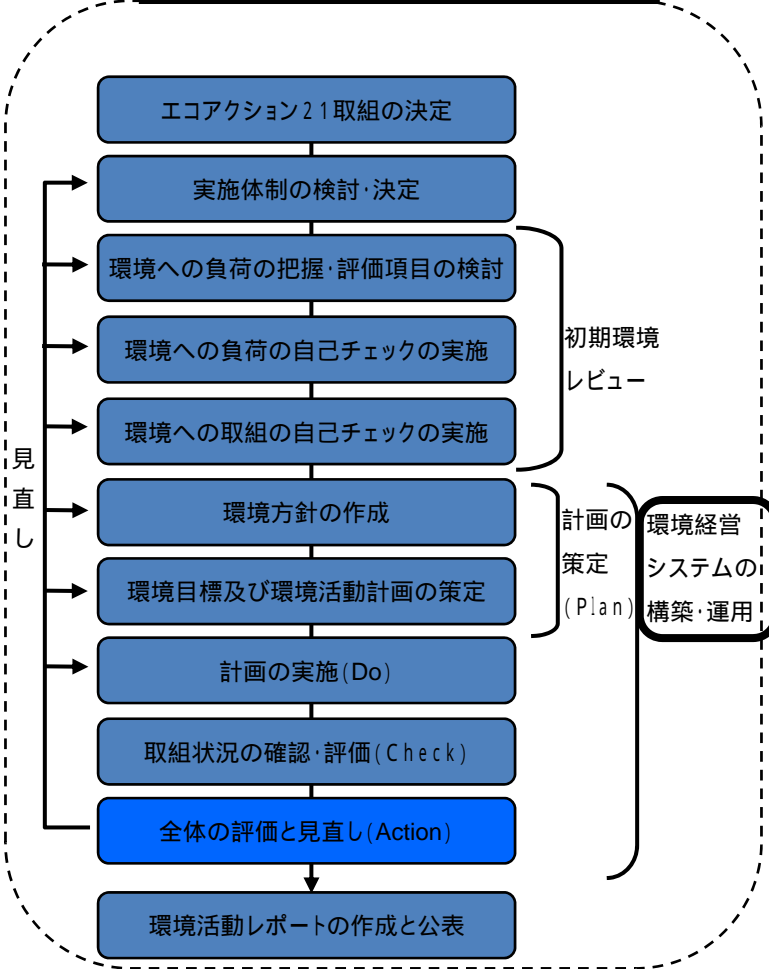
施行状況

- ・環境省は、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムである「エコアクション21」のガイドラインを策定している（ガイドラインに基づく認証・登録制度の運用は(財)地球環境戦略機関持続性センターが実施）。企業の環境経営に真に必要な事項のみを盛り込み、環境負荷の把握や環境対策の自己チェックが簡単にできるような工夫を行っている。
- ・エコアクション21の特徴は、環境マネジメントシステム、環境保全の取組（少なくともCO2排出量、廃棄物排出量、水使用量の削減に向けた取組）、環境報告の3要素を統合したガイドラインであること。企業は、エコアクション21に取り組むことにより、環境活動レポートの作成・公表を行うことができる。
- ・エコアクション21の認証・登録事業者数は、2008年10月現在で2,926事業者。今年に入ってから、月平均約90事業者のペースで増加している。
- ・環境省としては、「エコアクション21」の認証・登録促進のため、エコアクション21の認証を取得した者又は取得が見込まれる者を対象に、認証を取得するために必要な資金や、認証を取得する上で掲げた環境目標を達成するための設備資金・運転資金について、日本政策金融公庫が低利融資を行う制度を、平成20年度に創設した（財投スキーム）。

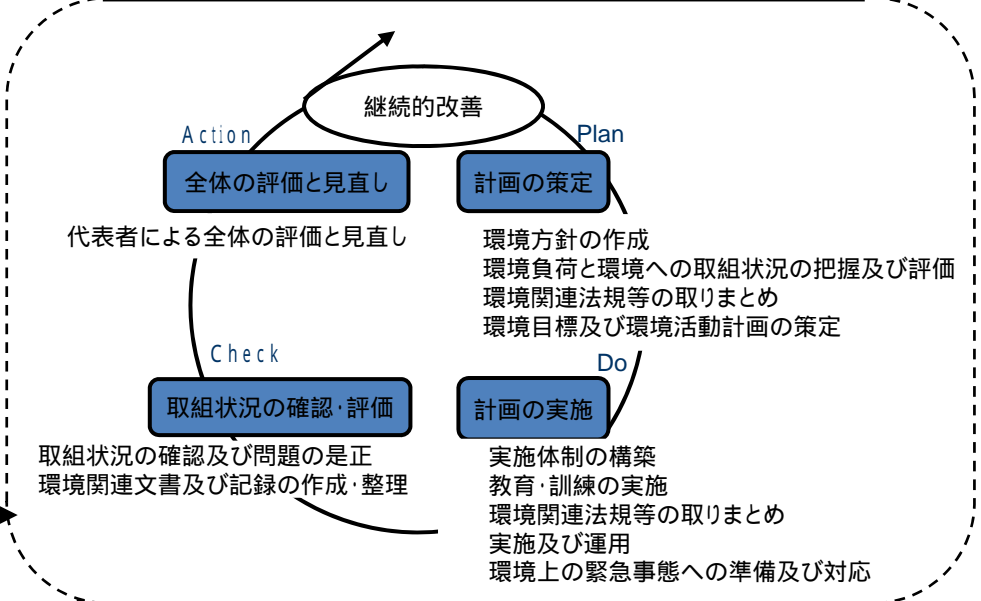
エコアクション21について(1)

- エコアクション21の特徴 -
 中小事業者にも取り組みやすい環境経営システム 必要な環境への取組を規定 環境報告の作成・公表

- エコアクション21の取組手順 -



- ガイドラインの12の要求事項とPDCAサイクル -



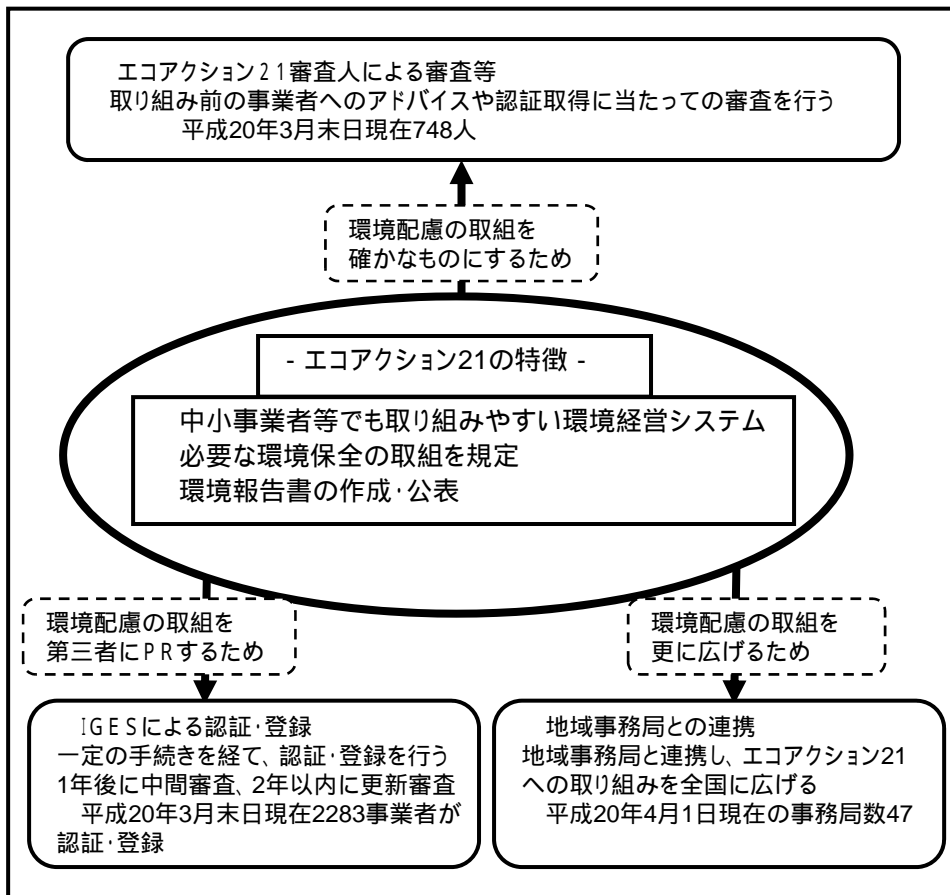
- エコアクション21の審査と登録 -

環境省が策定したガイドラインの要求事項に基づきエコアクション21の取組を行い、環境活動レポートを作成・公表した事業者は、エコアクション21審査人による所定の審査を受審し、審査に合格した場合は、環境への取組を積極に行っている事業者として認証・登録されます。

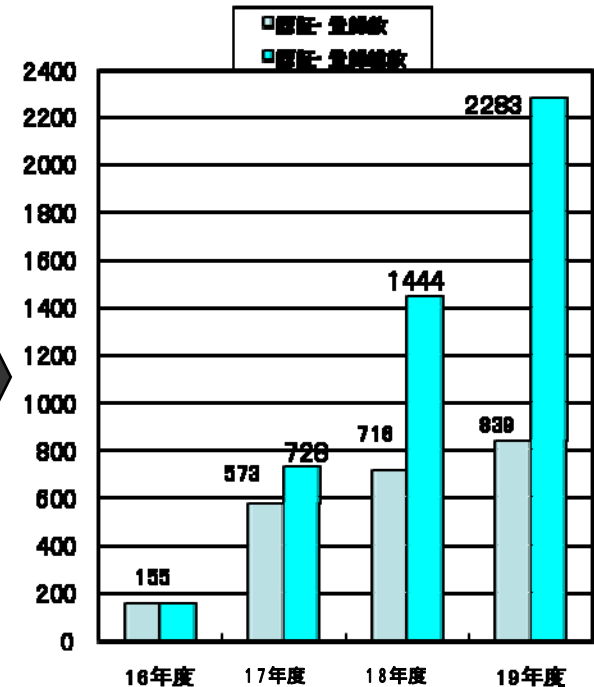
この制度におけるエコアクション21審査人の試験・認定・研修及び事業者の認証・登録とその環境活動レポートの公表等は、財団法人 地球環境戦略研究機関持続性センター (IGES - CIS) エコアクション21事務局が行っています。

エコアクション21について(2)

大手企業は、ISO14001を認証取得し、循環型社会の形成に向け、様々な取組を行っている。
 一方、中小事業者等においては、環境への取組は費用面、人員の面からも負担が大きく、その取組がなかなか進まない状況にある。
 こうした背景を踏まえ、企業数の大半を占める中小事業者等による環境保全の積極的な取組を促進するため、エコアクション21の普及促進を図る。



エコアクション21認証・登録の推移 (H.16.10～20.3月現在)







第12条 事業者による製品等に係る環境負荷低減に関する情報の提供(努力義務)

第12条


事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとする。

施行状況


製品等が環境負荷低減に資するものである旨の情報提供(参考資料5参照)

- 多くの個別事業者により、自己宣言型の環境ラベルが提供されている。環境省の「環境ラベル等データベース」においては、各事業者により同データベースに登録された各企業の環境ラベルについて情報提供がなされている。
- 業界団体の審査を経て提供される環境ラベルとしては、「PCグリーンラベル」(社)電子情報技術産業協会) 、「エコガラス」(板硝子協会)  等がある。
- 行政機関・公的主体が運営するラベリング制度に事業者が認証されたものとして、「エコマーク」(財)日本環境協会) 、「省エネラベリング制度」(経済産業省)  等がある。

製品に係る環境負荷のデータを提供するもの(参考資料5参照)

- 製品に係る環境負荷の定量的データを提供する取組の代表的なものとしては、「エコリーフ」(社)産業環境管理協会)  がある。製品の環境情報をLCA手法を用いて定量的に表示し、ウェブ上で公開している(11月9日現在、58事業者の471件の製品のデータが公開されている)。

第12条 事業者による製品等に係る環境負荷低減に関する情報の提供(努力義務)

- また、「エコ商品ねっと」 (グリーン購入ネットワーク)において、ライフサイクル全体を考慮した商品の環境情報データが掲載されている。
- そのほか、「家電製品環境情報」((社)日本電機工業会)、「車種別環境情報」((社)日本自動車工業会)等により、特定の業界に係る製品について、環境性能に係るデータが公開されている。

のような事業者の提供する環境情報は、消費者が環境負荷の低い製品を選択する上で役立っていると考えられる一方、事業者の自己宣言であるため、客観性や合理性に欠け、表示の根拠が不明確であいまいなケースが散見され、シンボルマークの氾濫による混乱が生じたり、製品間の比較が難しくなっている。

第13条第1項 国による環境報告書の利用促進措置

第13条第1項

国は、環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行うものに関する情報の提供その他の環境報告書の利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。

施行状況

環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行う者に関する情報の提供

- ・環境報告書の収集・整理・閲覧を行う民間団体としては、例えば以下のものがある。

エコホットライン（各社の環境報告書サイトにリンクを張るとともに、環境報告書の送付サービスを提供。登録団体数532社） <http://www.ecohotline.com/>

社会・環境報告書データベース（各社の環境報告書サイトへリンクを張るとともに、環境報告書の送付サービスを提供。掲載団体数534社） <http://www.ecorepo.com/>

環境goo「環境報告書」「CSR報告書」リンク集（各企業の環境報告書が含まれるウェブページにリンクを張っている。138社についてリンク）

EICネット（地方公共団体の環境白書のウェブサイトへのリンクを張っている）

<http://www.eic.or.jp/library/navi/inquire/hakusyo/hakusyo.htm>

- ・国としてこれらのサイトに関する情報提供を行っていないため、行う必要がある。

第13条第1項 国による環境報告書の利用促進措置

その他の環境報告書の利用の促進に必要な措置

- 環境省は、（財）地球・人間環境フォーラムと共同で、平成9年から毎年、優れた環境報告書等や環境活動レポート、およびテレビ環境CMを表彰することにより、事業者等の環境コミュニケーションへの取組を促進するとともに、その質の向上を図ることを目的として、「環境コミュニケーション大賞」を実施してきている。また、その表彰式と併せて、「環境コミュニケーションシンポジウム」を開催し、環境コミュニケーションに関する内外の最新情報を伝えるとともに、企業が環境危機にどのように取り組み、その取組を社会全体にどのように伝えていくのかについて議論するとともに、環境報告書の利用促進を図っている。
- また、環境省は「環境報告書データベース」により、特定事業者の環境報告書について、環境省の環境報告ガイドラインに掲げられている項目に従って情報を検索できるデータベースを提供しているが、環境報告書そのものをデータベース上で見ることができず、リンクも張られていないこと、掲載されているのが特定事業者だけであり広がり欠けていることといった課題がある。
<http://www.kankyohokoku.jp/2003/>
- 経済産業省は企業等の環境報告書のデータベースを提供している。700社以上の企業等の環境報告書のPDFデータが閲覧できるとともに、温室効果ガス排出量やキーワードによる検索ができるようになっている。

第13条第2項 国による環境情報利用促進措置

第13条第2項

国は、前項に定めるもののほか、事業者又は国民が投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

施行状況

- ・環境省は、消費者が環境にやさしい商品を選択するに当たって参考となる情報源情報を提供するため、「環境ラベル等データベース」を提供している（参考資料5参照）。
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>
また、環境にやさしい商品選びに資する3つのポイント（地球温暖化、資源消費、化学物質）に関する情報を提供する「商品環境情報提供システム ECOセレ」を運用している。
- ・さらに、消費者にわかりやすい適切な環境表示の促進に向け、事業者等が取り組むべき内容をまとめた「環境表示ガイドライン」を平成20年1月に策定・公表した。
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/index.html>
このガイドラインでは、環境表示の多くを占める各企業による自己宣言型の環境表示について、次ページのように取り組むことで、消費者にわかりやすい適切な環境表示へのステップアップを図っていくことを推奨している。
- ・経済産業省により、省エネラベリング制度・統一省エネラベルの運営、省エネ性能カタログの提供等が行われている。
- ・国土交通省により、自動車の燃費性能の評価及び公表、低排出ガス車認定等が行われている。
- ・環境省、経産省及び国交省により、低公害車ガイドブックの作成・提供が行われている。

適切な環境表示へのステップ

● ステップ1

タイプ 規格への準拠
(タイプ : 自己宣言型環境ラベル及び宣言)

環境の情報の収集整理



JIS Q 14020
JIS Q 14021
への準拠

● ステップ2

本ガイドライン独自の
要求事項への準拠

1. すべての環境表示に適用される要求事項
2. シンボルの使用に関する要求事項
3. 自主基準への適合性をシンボルを用いて行う際の要求事項
4. 情報開示に関する要求事項

環境表示に関するルールを共有
情報提供方法の統一化

● ステップ3

比較可能な環境ラベルの検討

各社各様に設定されている環境ラベルを製品間で比較が出来るように基準等を考慮したり、新たなラベルを業界等で設定することなどを検討する